

電気料金種別定義書

【GREEN ホーム】

2026 年 9 月 1 日



I. 総則	1
1. 適用	1
2. 定義	1
II. 契約種別	1
1. 契約種別	1
2. GREEN ホーム（電灯）	1
(1) 最低料金契約	1
(2) アンペア契約	2
(3) キロボルトアンペア契約	3
(4) キロワット契約	4
3. GREEN ホーム オールでんか（時間帯別）	5
(1) キロワット契約	5
III. 最低利用期間	6
IV. 解約違約金	6
V. 本定義書の変更および廃止	6
附則	6
別紙 1 最低料金単価、基本料金単価および電力量料金単価	7
1. GREEN ホーム（電灯）	7
2. GREEN ホーム オールでんか（時間帯別）	10
別紙 2 市場調整額	12
(1) 市場調整額の算定	12
(2) 基準市場価格および市場係数	12
(3) 基準市場価格、市場係数の改定	13
別紙 3 非化石証書費	14
(1) プラン別の非化石証書購入量	14
(2) プラン別非化石証書費	14
(3) 非化石証書費の改定	14
別紙 4 その他調整額	15
(1) その他調整額の算定	15
(2) その他調整額単価	15
(3) 調整金の請求または還元	15
(4) 調整金の算定	15
(5) 調整金単価	16
(6) 調整金の請求または還元の方法	16
(7) 電気需給契約が終了した場合における調整金の取扱い	16

I. 総則

1. 適用

- (1) 電気料金種別定義書【GREEN ホーム】(以下「本定義書」といいます。)は、株式会社U-POWER (以下「当社」といいます。)の「電気需給約款(低圧)」(以下「電気需給約款」といいます。)に基づき、お客さまへ電気を供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) 本定義書が適用される地域は、電気需給約款に準じます。
- (3) 本定義書に定める基本料金、最低料金、電力量料金、市場調整額、非化石証書費およびその他調整額は、消費税相当額を含みます。

2. 定義

本定義書に特段の定めのない用語の定義は、電気需給約款に定めるところによります。

II. 契約種別

1. 契約種別

- (1) 契約種別は、次のとおりとします。

電灯	最低料金契約
	アンペア契約
	キロボルトアンペア契約
	キロワット契約
時間帯別	キロワット契約

- (2) 本定義書に定める契約種別は、法人ではない個人のお客さまに限り利用することができます。ただし、個人事業主が専ら事業のために利用する場合を除きます。

2. GREEN ホーム(電灯)

- (1) 最低料金契約

イ) 適用条件

別紙1 表1-1に定める管轄エリアにおける、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用します。

(イ) 最大需要容量(同時に使用する電気の最大容量をいいます。以下同じとします。)が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において、動力を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力と、この最低料金契約の最大需要容量の換算値(1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)との合計が50キロワット未満であること。ただし、その合計が50キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合に

は、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

二) 料金

算定期間ごとの料金は、次に定める最低料金、電力量料金、市場調整額、非化石証書費およびその他調整額の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とします。

(イ) 算定期間ごとの最低料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1-1 に定める最低料金の単価欄に定める金額とします。

(ロ) 算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1-1 に定める電力量料金単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。なお、算定期間の使用電力量が同表の電力量料金の区分欄に定める量に満たない場合には、その算定期間では電力量料金は生じません。

(ハ) 算定期間ごとの市場調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙 2 に従い計算した金額とします。

(ニ) 算定期間ごとの非化石証書費は、別紙 3 に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。ただし、GREEN100 プランの場合には、別紙 3 に定めるプラン別非化石証書費の単価欄に定める金額とします。

(ホ) 算定期間ごとのその他調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙 4 に従い計算した金額とします。

(2) アンペア契約

イ) 適用条件

別紙 1 表 1-2 に定める管轄エリア（関西、中国および四国を除きます。）における、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用します。

(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において、動力を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力と、このアンペア契約の契約電流の換算値（10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、その合計が 50 キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、需要場所へ電気を供給する一般送配電事業者が定める標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約電流

当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電流に準じるものとし、お客さまの申出によって定めます。なお、契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとします。また前小売電気事業者が契約電流または契約容量を定めていない場合またはお客さまが新規に電気の使用を開始する場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

二) 料金

算定期間ごとの料金は、次に定める基本料金、電力量料金、市場調整額、非化石証書費およびその他調整額の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とします。

- (イ) 算定期間ごとの基本料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1－2 に定める基本料金単価に契約電流を乗じて得た金額とします。
- (ロ) 算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1－2 に定める電力量料金単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。
- (ハ) 算定期間ごとの市場調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙 2 に従い計算した金額とします。
- (ニ) 算定期間ごとの非化石証書費は、別紙 3 に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。ただし、GREEN100 プランの場合には、別紙 3 に定めるプラン別非化石証書費の単価欄に定める金額とします。
- (ホ) 算定期間ごとのその他調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙 4 に従い計算した金額とします。

(3) キロボルトアンペア契約

イ) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用します。

- (イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において、動力を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力と、このキロボルトアンペア契約の契約容量の換算値（1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、その合計が 50 キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、需要場所へ電気を供給する一般送配電事業者が定める標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約容量

当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約容量に準じるものとし、お客さまの申出によって定めます。なお、契約容量は、6 キロボルトアンペアから

49 キロボルトアンペアまでの範囲における整数の値とします。また前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合またはお客さまが新規に電気の使用を開始する場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

二) 料金

算定期間ごとの料金は、次に定める基本料金、電力量料金、市場調整額、非化石証書費およびその他調整額の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とします。

(イ) 算定期間ごとの基本料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1-2 に定める基本料金単価に契約容量を乗じて得た金額とします。

(ロ) 算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1-2 に定める電力量料金単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。

(ハ) 算定期間ごとの市場調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙 2 に従い計算した金額とします。

(ニ) 算定期間ごとの非化石証書費は、別紙 3 に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。ただし、GREEN100 プランの場合には、別紙 3 に定めるプラン別非化石証書費の単価欄に定める金額とします。

(ホ) 算定期間ごとのその他調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙 4 に従い計算した金額とします。

(4) キロワット契約

イ) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用します。

(イ) お客さまが利用する設備の契約決定方法が実量契約であること。

(ロ) 1 需要場所において、動力を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力と、このキロワット契約の契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、その合計が 50 キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、需要場所へ電気を供給する一般送配電事業者が定める標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約電力

各月の契約電力は、その 1 月の補正後最大需要電力と前 11 月（特別の事情があるときは、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の補正後最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。なお、契約電力の単位は、1 キロワットとし、1 キロワット未満の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。ただし、算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットとし、算定された値が 50 キロワット以上となる場合は、契約電力を 49 キロワットとします。

各月における補正後最大需要電力の算定方法は、次のとおりとします。

【算定式】 補正後最大需要電力 = 最大需要電力 × 1.5

二) 料金

算定期間ごとの料金は、次に定める基本料金、電力量料金、市場調整額、非化石証書費およびその他調整額の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とします。

- (イ) 算定期間ごとの基本料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1－2 に定める基本料金単価に、その算定期間の契約電力を乗じて得た金額とします。
- (ロ) 算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1－2 に定める電力量料金単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。
- (ハ) 算定期間ごとの市場調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙 2 に従い計算した金額とします。
- (ニ) 算定期間ごとの非化石証書費は、別紙 3 に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。ただし、GREEN100 プランの場合には、別紙 3 に定めるプラン別非化石証書費の単価欄に定める金額とします。
- (ホ) 算定期間ごとのその他調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙 4 に従い計算した金額とします。

3. GREEN ホーム オールでんか (時間帯別)

(1) キロワット契約

イ) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用します。

- (イ) お客さまが利用する設備の契約決定方法が実量契約であること。
- (ロ) 1 需要場所において、動力を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力と、このキロワット契約の契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、その合計が 50 キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、需要場所へ電気を供給する一般送配電事業者が定める標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約電力

各月の契約電力は、その 1 月の補正後最大需要電力と前 11 月（特別の事情があるときは、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の補正後最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。なお、契約電力の単位は、1 キロワットとし、1 キロワット未満の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。ただし、算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットと

し、算定された値が 50 キロワット以上となる場合は、契約電力を 49 キロワットとします。

各月における補正後最大需要電力の算定方法は、次のとおりとします。

【算定式】補正後最大需要電力 = 最大需要電力 × 1.5

二) 料金

算定期間ごとの料金は、次に定める基本料金、電力量料金、市場調整額、非化石証書費およびその他調整額の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とします。

- (イ) 算定期間ごとの基本料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1－3 に定める基本料金単価に、その算定期間の契約電力を乗じて得た金額とします。
- (ロ) 算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1－3 に定める電力量料金単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。
- (ハ) 算定期間ごとの市場調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙 2 に従い計算した金額とします。
- (ニ) 算定期間ごとの非化石証書費は、別紙 3 に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。ただし、GREEN100 プランの場合には、別紙 3 に定めるプラン別非化石証書費の単価欄に定める金額とします。
- (ホ) 算定期間ごとのその他調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙 4 に従い計算した金額とします。

III. 最低利用期間

最低利用期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日より後の最初の検針日または計量日が属する月を起算月として 11 ヶ月後の月に属する検針日または計量日の前日を経過する日までとします。

IV. 解約違約金

お客さまが電気需給約款第 3 7 条（お客さまからの電気需給契約の廃止）に基づき電気需給契約を廃止した場合の解約違約金は発生しないものとします。

V. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款第 4 条（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合には、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ウェブサイトに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合には、電気需給約款第 4 条（本約款等の変更）第 2 項に準じます。

附則

本定義書は、2026 年 9 月 1 日より実施します。

別紙 1 最低料金単価、基本料金単価および電力量料金単価

1. GREEN ホーム（電灯）

表 1－1（最低料金契約）

管轄 エリア	料金			
	種類		区分	単価（円）
関西	最低料金		1 契約につき最初の 15kWh まで	496. 45
	電 力 量 料 金	第一段階	15kWh を超え 120kWh までの 1kWh につき	20. 02
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	25. 61
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	21. 44
中国	最低料金		1 契約につき最初の 15kWh まで	721. 69
	電 力 量 料 金	第一段階	15kWh を超え 120kWh までの 1kWh につき	32. 75
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	39. 43
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	31. 16
四国	最低料金		1 契約につき最初の 11kWh まで	633. 54
	電 力 量 料 金	第一段階	11kWh を超え 120kWh までの 1kWh につき	30. 65
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	37. 27
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	30. 58
備考 ・単価は税込金額です。				

表 1－2（アンペア契約、キロボルトアンペア契約、キロワット契約）

管轄 エリア	料金		
	種類	区分	単価（円）
北海道	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき
	電 力 量 料 金	第一段階	120kWh までの 1 kWh につき
		第二段階	120kWh を超え 280kWh までの 1 kWh につき
		第三段階	280kWh を超える 1 kWh につき
東北	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき
	電 力 量 料 金	第一段階	120kWh までの 1 kWh につき
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1 kWh につき
		第三段階	300kWh を超える 1 kWh につき
東京	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき
	電 力 量 料 金	第一段階	120kWh までの 1 kWh につき
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1 kWh につき
		第三段階	300kWh を超える 1 kWh につき
中部	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき
	電 力 量 料 金	第一段階	120kWh までの 1 kWh につき
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1 kWh につき
		第三段階	300kWh を超える 1 kWh につき
北陸	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき
	電 力 量 料 金	第一段階	120kWh までの 1 kWh につき
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1 kWh につき
		第三段階	300kWh を超える 1 kWh につき

関西	基本料金		1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	424. 84
	電 力 量 料 金	第一段階	120kWh までの 1 kWh につき	17. 81
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1 kWh につき	21. 02
		第三段階	300kWh を超える 1 kWh につき	17. 64
中国	基本料金		1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	410. 30
	電 力 量 料 金	第一段階	120kWh までの 1 kWh につき	30. 06
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1 kWh につき	36. 15
		第三段階	300kWh を超える 1 kWh につき	28. 51
四国	基本料金		1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	377. 24
	電 力 量 料 金	第一段階	120kWh までの 1 kWh につき	27. 25
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1 kWh につき	32. 78
		第三段階	300kWh を超える 1 kWh につき	26. 77
九州	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	300. 42
	電 力 量 料 金	第一段階	120kWh までの 1 kWh につき	18. 37
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1 kWh につき	23. 97
		第三段階	300kWh を超える 1 kWh につき	20. 22
備考				
・単価は税込金額です。				
・電気を全く使用しなかった月の基本料金は半額とします。				
・15A の時の基本料金は、10A の時の 1.5 倍とします。				

2. GREEN ホーム オールでんか（時間帯別）

表 1－3（キロワット契約）

管轄 エリア	料金		
	種類	区分	単価（円）
北海道	基本料金	1 キロワットにつき	486. 20
	電力量料金	平日 8 時～22 時の 1 kWh につき	37. 22
		その他時間帯の 1 kWh につき	29. 44
東北	基本料金	10 キロワットまで	3, 806. 00
		10 キロワットを超える 1 キロワットにつき	380. 60
	電力量料金	平日 8 時～22 時の 1 kWh につき	32. 46
		その他時間帯の 1 kWh につき	29. 86
東京	基本料金	1 キロワットにつき	296. 16
	電力量料金	6 時～翌 1 時の 1 kWh につき	34. 66
		その他時間帯の 1 kWh につき	26. 76
中部	基本料金	10 キロワットまで	1, 728. 44
		10 キロワットを超える 1 キロワットにつき	305. 08
	電力量料金	平日 10 時～17 時の 1 kWh につき	36. 30
		全日 8 時～22 時の 1 kWh につき （平日 10 時～17 時を除く）	27. 50
		その他時間帯の 1 kWh につき	16. 52
北陸	基本料金	10 キロワットまで	2, 255. 00
		10 キロワットを超える 1 キロワットにつき	302. 50
	電力量料金	平日 8 時～20 時の 1 kWh につき	38. 50
		休日 8 時～20 時の 1 kWh につき	33. 00
		その他時間帯の 1 kWh につき	25. 30
関西	基本料金	10 キロワットまで	1, 859. 40
		10 キロワットを超える 1 キロワットにつき	361. 94
	電力量料金	夏季平日 10 時～17 時の 1 kWh につき	26. 89

		他季平日 10 時～17 時の 1 kWh につき	22. 80
		全日 7 時～23 時の 1 kWh につき (平日 10 時～17 時を除く)	22. 80
		その他時間帯の 1 kWh につき	15. 37
中国	基本料金	10 キロワットまで	1, 468. 72
		10 キロワットを超える 1 キロワットにつき	425. 37
	電力量料金	夏季平日 9 時～21 時の 1 kWh につき	45. 32
		他季平日 9 時～21 時の 1 kWh につき	42. 13
		平日 21 時～翌 9 時の 1 kWh につき	30. 35
		その他時間帯の 1 kWh につき	30. 35
四国	基本料金	10 キロワットまで	1, 238. 66
		10 キロワットを超える 1 キロワットにつき	562. 22
	電力量料金	平日 9 時～23 時の 1 kWh につき	42. 90
		その他時間帯の 1 kWh につき	33. 00
九州	基本料金	10 キロワットまで	1, 778. 70
		10 キロワットを超え 15 キロワットまで	4, 538. 60
		15 キロワットを超える 1 キロワットにつき	518. 87
	電力量料金	夏冬平日 8 時～22 時の 1 kWh につき	26. 40
		春秋平日 8 時～22 時の 1 kWh につき	23. 10
		夏冬休日 8 時～22 時の 1 kWh につき	22. 01
		春秋休日 8 時～22 時の 1 kWh につき	18. 61
その他時間帯の 1 kWh につき	14. 59		
備考			
・ 単価は税込金額です。			
・ 電気を全く使用しなかった月の基本料金は半額とします。			
・ 「休日」とは日曜日、土曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいいます。			
・ 「春秋」とは 3 月 1 日から 6 月 30 日および 10 月 1 日から 11 月 30 日をいい、「夏冬」はそれ以外の期間をいいます。			

別紙2 市場調整額

各契約種別における料金につき、平均市場価格に応じて、以下に定める市場調整額の還元または追加請求を行うものとします。なお、当社は算定された市場調整額を電気料金に適用し、各月の請求書に記載することでお客さまにお知らせします。

(1) 市場調整額の算定

市場調整額は、次の計算式によって算定された金額とします。なお、市場調整額単価の単位は1銭とし、1銭未満の端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\begin{aligned}\text{市場調整額単価} &= (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{市場係数} \\ \text{市場調整額} &= \text{市場調整額単価} \times \text{使用電力量 (kWh)}\end{aligned}$$

(2) 基準市場価格および市場係数

基準市場価格および市場係数は次表のとおりとします。なお、基準市場価格は税込金額です。

1. GREEN ホーム (電灯)

管轄エリア	基準市場価格 (円)	市場係数
北海道	15.78	1.08
東北	10.63	1.09
東京	11.80	1.07
中部	2.78	1.07
北陸	12.55	1.08
関西	2.69	1.08
中国	10.35	1.08
四国	8.92	1.08
九州	1.34	1.09

2. GREEN ホーム オールでんか (時間帯別)

管轄エリア	基準市場価格 (円)	市場係数
北海道	17.82	1.08
東北	17.82	1.09
東京	17.16	1.07
中部	10.34	1.07

北陸	18.37	1.08
関西	7.70	1.08
中国	20.35	1.08
四国	20.57	1.08
九州	6.60	1.09

(3) 基準市場価格、市場係数の改定

当社は、毎年4月1日および10月1日時点において、基準市場価格および市場係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合には、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものとします。

別紙 3 非化石証書費

(1) プラン別の非化石証書購入量

プラン	非化石証書の購入量
GREEN10	お客様の使用電力量の 10%の非化石証書を購入することで、実質再エネ 10%の電気とすることを実現するプラン※
GREEN50	お客様の使用電力量の 50%の非化石証書を購入することで、実質再エネ 50%の電気とすることを実現するプラン※
GREEN100	お客様の使用電力量の 100%の非化石証書を購入することで、実質再エネ 100%の電気とすることを実現するプラン※

※非化石証書は市場取引（日本卸電力取引所が管理する非化石価値取引市場での取引）によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。

(2) プラン別非化石証書費

プラン	料金	
	区分	単価(税込)
GREEN10	使用電力量 1kWh につき	0.00 円
GREEN50※ 1		0.58 円
GREEN100	1 契約につき	550 円※ 2

※ 1 : 「GREEN ホーム オールでんか」では GREEN50 対象外です。

※ 2 : 電気需給約款第 18 条第 1 項イ) またはロ) の場合、電気需給約款別表 4 (1) イ) により日割計算とします。

(3) 非化石証書費の改定

当社は、非化石証書の市場取引価格が改定された場合には、毎年 4 月 1 日時点において、非化石証書費の見直しを行い、当社が必要と判断した場合には、その内容を改定することができます。

別紙4 その他調整額

当社は、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、2024年4月の検針日または計量日（以下「検針日等」といいます。）以降の期間にお客さまが使用する電気の料金において、その他調整額としてお客さまにご請求します。

（1） その他調整額の算定

その他調整額は、次の計算式により算定される金額とします。なお、その他調整額単価の単位は1銭とし、1銭未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{その他調整額} = \text{その他調整額単価} \times \text{使用電力量 (kWh)}$$

（2） その他調整額単価

その他調整額単価は、使用電力量1kWhにつき2.2円（税込）とします。

※1：当社は、毎月、その他調整額単価の見直しを行います。

※2：その他調整額単価を変更する場合に限り、当社は、翌月の検針日等から翌々月の検針日等の前日までの算定期間のその他調整額の計算に適用するその他調整額単価を、あらかじめ電子メールの送信または当社所定のWEBサイトに掲載する方法により、お客さまにお知らせします。

（3） 調整金の請求または還元

当社は、お客さまにお支払いいただいたその他調整額の総額と、電力広域的運営推進機関から請求された容量拠出金の総額とに差額が生じた場合には、その事由に応じて、次の種別の調整金の請求または還元を行うことができるものとします。なお、調整金の請求または還元は、その他調整額の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、電力広域的運営推進機関が当社に対して容量拠出金請求額を通知した日の属する月をN月として、N+2月の検針日等からN+3月の検針日等の前日までの期間（以下「調整金適用期間」といいます。）において電気の供給した供給地点の料金を対象に行います。

イ) シェア率変動調整金

容量拠出金仮請求額に基づくその他調整額と容量拠出金請求額の月次精算に伴う調整金をいいます。

ロ) 年間再算定調整金

小売電気事業者の新規参入や倒産、容量提供事業者への経済的ペナルティの発生等を踏まえて電力広域的運営推進機関が行う容量拠出金の年次精算に伴う調整金をいいます。

（4） 調整金の算定

各調整金は、次の計算式により算定される金額とします。なお、調整金の単位は1銭とし、1銭未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整金} = \text{調整金単価} \times \text{使用電力量 (kWh)}$$

(5) 調整金単価

各調整金単価は、当社が受領したその他調整の総額から、電力広域的運営推進機関から請求された容量拠出金の総額を差し引いて得た金額を基に算定します。各調整金単価は、各調整金適用期間の開始日前に、電子メールの送信または当社所定のWEBサイトに掲載する方法により、お客さまにお知らせします。

(6) 調整金の請求または還元の方法

調整金がプラスの金額になる場合には、調整金の請求をし、調整金がマイナスの金額になる場合には、調整金の還元を行うものとし、調整金の請求または還元は、調整金適用期間において使用される電気の料金に加算または相殺することで行うものとします。ただし、当社は、あらかじめお客さまに通知することにより、調整金の全部または一部の請求または還元を、分割して行うことができるものとします。なお、調整金の還元額が、調整金の相殺を行う電気料金の金額を超過する場合には、当該超過分を次月の電気料金と相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

(7) 電気需給契約が終了した場合における調整金の取扱い

当社が調整金の請求または還元を分割して行った場合において、電気需給契約の終了日に未請求または未還元の調整金（以下「未履行調整金額」といいます。）が生じるときは、当社は、最終の電気料金の請求時に一括して未履行調整金額の請求または還元することができるものとします。なお、還元する未履行調整金額の額が最終の料金の額を上回る場合には、当社が適切と判断する方法により還元することができるものとします。